

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 石綿等に起因する業務災害に関する保険給付の特例

石綿その他の長期にわたる潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病の原因となるものとして政令で定める物（以下「石綿等」という。）に起因する業務災害に関する保険給付については、当分の間、労働者災害補償保険法第四十二条の規定によりその消滅時効が完成した場合においても、その請求をすることができるものとする。

（労働者災害補償保険法第六十五条関係）

第二 メリット制（事業場ごとの災害率による保険料の調整）に係る算定の特例

第一の請求の特例に係る保険給付の額については、メリット制に係る算定の基礎に含めないものとする。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第八条の二関係）

第三 施行期日等

一 施行期日

第一、第二及び第三の二は、平成十七年十月一日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 検討

国は、第一の規定の施行後、速やかに、第一により請求をすることができる者以外の者であつて、石綿等に起因する業務上の災害その他の業務上の災害について、特別の事情により、労働者災害補償保険法による保険給付又は労働基準法による災害補償を受ける権利を有しないものに対する補償のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第十三条第二項関係)